

長久手市とSOMPOひまわり生命保険株式会社との健康増進に関する連携協定書

長久手市（以下「甲」という。）とSOMPOひまわり生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、健康増進に関する取組を推進するにあたり、相互に連携・協力することについて、次のとおり健康増進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康づくりに関すること
 - （2）がん対策に関すること
 - （3）健康経営に関すること
 - （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 甲及び乙は、前項の情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、長久手市個人情報保護法施行条例（令和4年条例24号）その他の法令に従い、適正に管理しなければならない。
- 3 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、第1項に定める守秘義務を負うものとする。

（営利活動への利用禁止）

第4条 乙は、本協定に基づき実施する事業を、営利を目的とした活動に利用してはならない。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲及び乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

（協定の変更及び解除）

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名又は記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年 3月 17日

甲 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
長久手市
代表者 長久手市長

佐藤 有美

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目22-21
損保ジャパン名古屋ビル3階
SOMPOひまわり生命保険株式会社

代表者 執行役員中部統括部長

小林 伸行